

改正商法施行後の株式制度

小 関 健 二

- 一 はじめに
- 二 額面金額の引上げ
- 三 株式の併合・分割
- 四 額面株式と無額面株式
- 五 端株制度
- 六 単位株制度
- 七 自己株規制

一 はじめに

昭和五六年六月九日公布された商法等の一部を改正する法律（以下改正法という）は、その一部を除き昭和五七年一〇月一日から施行される。今回の改正は、株式会社の株式制度、会社の機関、計算・公開にわたる大改正であるが、

本稿では、このうち株式制度の改正のみを取り上げる。

株式会社法は、その制定以来、会社の規模等により区別されることなく、すべての会社に一様に適用されてきた。ただ、日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律、銀行法（無額面株式の発行禁止等）等の特別法によって特定の業種に、あるいは日本航空株式会社法によって設立された日本航空株式会社等の特殊会社について、個別に異なる取扱いがなされたことはあった。それが、昭和四九年に制定された株式会社法の監査等に関する商法の特別に関する法律により、はじめて、資本の額による大小会社の区分がなされ、それによって監査役の権限等に差異が生ずるに至った。

ところが、今回の改正においては、その附則によってではあるが、証券取引所に上場されている株式を発行する会社における株主の権利等について、特別な取扱いがなされることになり、新たに設けられた端株の制度と共に、改正法施行後の株式制度は、極めて複雑なものとなった。そこで、この改正法施行後の株式制度を概観すると共に、新制度に対する私見を述べてみたいと思う。

二 額面金額の引上げ

明治三二年現行商法の制定以来昭和二三年に分割払込制度が廃止されるまで、株式の金額は、分割払込の場合は最低五〇円、一時に株金の全額を払込む場合は最低二〇円で（旧商一四五条二項）、ほとんどの会社においては、金額五〇円の株式が発行されていた。そして、昭和二五年の改正により額面株式の最低額は五〇〇円に引上げられた（商

二〇二条二項)ので、その後設立された会社の株式は、ほとんどが一株五〇〇円である。しかし、この改正は、改正法施行後に設立された会社のみ適用され、既存の会社の株式については、額面引上げは強制されず、商法の一部を改正する法律施行法一〇条によって、株式併合により額面五〇〇円以上の株式とする途は開かれていたのではあるが、ほとんどの会社はそのままであった。それどころか、改正後に設立された一株五〇〇円の株式を発行する会社の株式が上場されるようになると、五〇〇円の株式は五〇〇円の株式に価格面で割負けするという事で、その上場会社が旧法当時に設立された一株五〇〇円の会社に吸収合併されるという方法によって、実質上の株式分割を行う会社まで現れるに至った。

そんな関係で、僅かの例外を除いて、昭和二五年改正法施行前の会社の株式は一株五〇〇円、施行後の会社の株式は五〇〇円ということで推移している。ところで、株主数の少ない会社においては、額面金額の大小は、別に大した問題ではないのであるが、株主数の多い上場会社においては、株券の発行枚数も多く、株式の移動も頻繁で、小株主も多数生ずるところから、貨幣価値の下落した今日、その株主管理に要する費用が増大し、投資単位としての一株の金額の引上げが必要となって来た。

そこで、今回の改正においては、設立に際して発行する額面株式の一株の金額を五万円以上とし(改正法一六六条二項)、額面の引上げを図る一方、商法二〇二条二項の額面株式の最低金額の規定は削除された。従って、会社設立後に株式分割により額面金額を五万円未満の額とすることは可能ではあるが、一株当りの純資産額が五万円以上であることが要求されている(改正法二九三条ノ四、二九三条ノ三第二項後段)ので、著しく低額面の株式が発行される

ことはない。ところで、改正法施行前に設立された会社の株式については、前回と同様額面引上げは強制されない（改正法二九三条ノ三ノ三により株式併合による引上げは可能であり、引上げが望ましい）ので、依然として、額面五〇円、五〇〇円、その他額面五万円未満の株式は、改正法施行後も存続することになる。しかし、上場会社の株式については、前述のとおり額面引上げの必要があるため、新たに単位株制度（改正法附則一五条ないし二一条）を設け、暫定的に額面引上げと同一の効果をもたせ、一定の時期に株式併合による額面引上げを強制することになった。

従って、改正法施行後の会社の株式を額面金額で区別すると、次のとおりとなる。

- ① 二〇円以上五〇円未満の額（昭和二五年改正法施行前の会社で数は少ない）
 - ② 五〇円（昭和二五年改正法施行前の会社の大部分）
 - ③ 五〇円を超え五〇〇円未満の額（昭和二五年改正法施行前の会社で数は少ない）
 - ④ 五〇〇円（昭和二五年改正法施行後の会社の大部分）
 - ⑤ 五〇〇円を超える額（昭和二五年改正法施行後の会社で数は少ない）
 - ⑥ 五万円（昭和五六年改正法施行後の会社の大部分）
 - ⑦ 五万円未満又は五万円を超える額（昭和五六年改正法施行後の会社で数は少ないと思われる）
- 更に、昭和五六年改正法施行前の会社のうち、上場会社については単位株制度がとられ、一単位の数としては、次のとおりとなる。
- ① 一〇〇〇株（額面五〇円の株式を発行する会社の大部分）

② 一〇〇株（額面五〇〇円の株式を發行する会社の大部分）

③ その他（額面二〇円の株式を發行する会社および値嵩株の發行会社の一部で数は少ないと思われる）

そして、これらの株式は、別に法律で定める一定の時期（未定）に、株式併合による額面引上げが強制され（附則一五条一項）、額面五万円又はその他の金額（額面五万円になるものが大部分と思われる）となる。

以上において、無額面株式については全然ふれていないが、これに無額面株式が加わると、改正法施行後の株式制度は、ますます複雑になる。しかしながら、今回の改正が、上場会社における株式單位の引上げが主眼であり、実務上このような方法以外に実行が不可能であるとすれば、やむをえないと思われる。

三 株式の併合・分割

株式の併合は、減資および合併の場合にのみなし得るとするのが従來の通説であり、その後昭和二五年の額面引上げに伴い、商法の一部を改正する法律施行法一〇条によって、旧法によって成立した会社が、額面五〇〇円未滿の株式を額面五〇〇円以上の株式とするための株式併合が認められるに至った。

今回の改正においては、前回の額面引上げの場合と同様に、新設会社においては、設立に際して發行する額面株式の一株の金額は五万円以上とされたが、改正法施行前に成立した会社についての額面引上げは強制されていない（ただし、上場会社の株式については、後述の單位株制度が強制される）。そして、前記施行法一〇条と同趣旨で、株式單位引上げのための株式併合に関する二九三条ノ三ノ三の規定が新設され、施行法一〇条は削除された。

改正法二九三条ノ三ノ三第一項によれば、一株当りの純資産額が五万円未満の会社は、株主総会の特別決議により、その額を五万円以上にするため株式併合をなすことができるということである。本条は、新設会社の設立に際して発行する額面株式の最低券面額および無額面株式の最低発行価額が五万円とされたのに伴い、既存の会社の株式併合による額面引上げを五万円以上とすると共に、後述の株式分割等による歯止めを一株当りの純資産額五万円としたこと（改正法二九三条ノ四、二九三条ノ三、二九三条ノ三ノ二、二八〇条ノ九ノ二）、および額面株式と無額面株式の接近をはかったため、このような規定となったものと思われる。

前記施行法一〇条によれば、資本に欠損があつて、一株当りの純資産額が券面額未満になつていても、株式併合により單純に額面金額の引上げが可能であつたが、改正法施行後においては、そのような場合に、併合後の一株当りの純資産額が五万円以上という制約があるため、一株の金額を五万円を超える金額とするのであれば格別、額面金額を五万円にするためには、減資をしなければならず、また、債務超過の会社においては、株式併合はできないことに注意する必要がある。

今回の改正法で特筆すべきことは、二九三条ノ三ノ三第二項である。すなわち、株式併合の場合には、旧株券は一定の期間内にすべて会社に提出し、新株券と引換えられなければならないが、提出期間経過後は、旧株券はすべて無効となるものとされていた従来の規定を改正し、併合に適する数を記載した株券は会社に提出することを要せず、これを併合後の株式の数を記載した株券とみなすことができることになつたのである。額面五〇円の株式一〇〇〇株を併合して額面五万円の株式一株とするとき、旧一〇〇〇株券は新一株券として、旧一万株券は新一〇株券として、有効に

流通させようというのである。これにより、株式併合の手続中も、株式の取引が中断されることなく、また、株券交換手続に要する費用の節減にもなり、有益な改正規定であった。

この規定の新設に伴い、旧株券と新株券の混同誤認を防止するため、株券の記載事項の改正がなされた。株券には、その発行年月日と株式の数が記載事項として追加されたのである（改正法二二五条）。もちろん、従来の株券はそのまま有効であつて、その記入のために提出を求める必要はない（附則五条）。

次に株式の分割であるが、改正法は額面株式の最低金額の制度を廃止したので、従来のように、超値嵩株の株式分割が、最低券面額の制約のためにできないというようなことはなくなつたが、これを無制限に認めると、折角設立時の株式単位を五万円以上としたことが無に帰することになるので、分割後の一株当りの純資産額が五万円以上となるよう歯止めがなされた（改正法二九三条ノ四、二九三条ノ三第二項後段）。

また、株式併合の場合と同様に、分割により株券提出を要する場合において、分割に適する株式の数を記載した株券は、会社に提出することを要せず、分割後の株式の数を記載した株券とみなすこともできるようになった（改正法二九三条ノ四第二項、二九三条ノ三ノ三第二項）。

四 額面株式と無額面株式

無額面株式は、昭和二五年の改正で、アメリカ法にならつて新しく取入れられたものであるが、わが国ではあまり普及せず、現在上場会社で発行されているものは、僅かに三菱倉庫、住友金属工業、玉井商船、日立造船（優先株）

の四社に過ぎない（富士観光は株式併合減資により額面株式となる）。学者・証券界では、無額面株式の理論的優位性を強調するが、発行会社においては、(1)額面株式が額面額未滿の発行を禁じられているために新株発行ができないときでも、無額面株式なら新株発行ができる性質から、無額面株式の発行により会社の信用が低下することをおそれ、(2)額面株式と無額面株式の相互転換ができるかどうか疑問視され、(3)時価による新株発行において、額面株式なら額面金額のみが資本の額となるのに、無額面株式では発行価額の最低四分の三が資本の額とされ、資本の額が大きくなり過ぎる、などの点から、無額面株式の発行は敬遠されてきた。

(2)の点については、昭和四一年の改正によって、株主による額面株式と無額面株式の相互転換請求権（ただし、無額面株式から額面株式への転換には制約がある）が明文をもって認められた（商二二三条）が、会社側からの一斉転換はできないものと解されていた。今回の改正においては、右の会社側からの一斉転換を取締役会決議によってなし得ることとし（改正法二二三条一項）、(3)については、額面株式も無額面株式も原則として発行価額の総額、少なくともその二分の一（額面株式において、その額が券面額未滿であるときは券面額）以上が資本の額となるものとされた（改正法二八四条ノ二）。更に、額面株式の最低金額の制度を設立時を除いて廃止すると共に、設立時における無額面株式の発行価額を額面株式と同様に五万円以上とし（改正法一六六条二項、一六八条ノ三）、額面株式と無額面株式の接近が図られた。

しかし、このような改正法の意図するところに従って、無額面株式の発行が促進されるかどうかは今後の問題であるが、私見によれば、改正法により無額面株式の魅力が増したとも思えないので、額面株式が無額面株式に一斉転換

したり、無額面株式の発行が増加するとも思えない。額面株式と無額面株式とをここまで接近させるのであれば、いっそのことこれを一本化してしまった方が簡明でよかったのではないかと思う。もちろん、額面株式制度を廃止したからといって、既発行の株券を回収するようなことなく、これを新株券とみなす等の手当をすれば、さほど混乱なく実施できるのではなからうか。

改正法施行後において、額面株式と無額面株式に実質上の相違が現れるのは、(1)額面株式はその発行価額を券面額未満にできないが、無額面株式には制限がないこと、(2)新株発行において、無額面株式の資本組入額が発行価額の二分の一以上であるのに対して、額面株式では、同じく発行価額の二分の一以上ではあるが、少なくとも券面額以上でなければならぬこと、の二点である。

額面株式制度を廃止して無額面株式に一本化する場合に、(2)については、発行価額の一部が資本金になるか資本準備金になるかであって、実質的には何も問題はない。(1)についても、改正法のもとにおいて、準備金の資本組入れや株式分割による新株発行等では、新株発行後の一株当りの純資産額が五万円を割ることとならないよう配慮されている(改正法二八〇条ノ九ノ二第一項、二九三条ノ三第二項、二九三条ノ三ノ二第二項、二九三条ノ四第二項)が、新株発行における無額面株式の発行価額には最低額の制限はなく、また、株式分割により額面金額が五万円未満の額となったときは、五万円未満の額による額面株式の新株発行もあり得るので、一株当りの純資産額が五万円以上ということが常に守られるわけではない。更に、額面株式と無額面株式の併行発行を認める以上、一株当りの純資産額が額面金額を下廻ることになる場合もあり得るのであって、あまりこだわる必要はない。

五 端株制度

改正法は新たに端株の制度を取り入れた。従来、株式は株主の地位の単位として、株式不可分の原則によって端株の存在を認めなかった。しかしながら、今回の改正においては、現行の株式単位に比して大幅な単位引上げとなったので、株式の併合、分割、無償交付、株主割当による新株発行、株式配当等において、多量の端株が発生することが予想され、この場合、従来どおり端株を合せて一株とし、その換価代金を端株主に分配することになると、従来の株主の持株比率の維持に重大な影響を与えることと、一時に多量の株式を処分するため株価の低下を招くこと等を考慮し、端株の存在を肯定することになった。

改正法による端株制度は、大要次のようなものである。まず、新端株制度が適用される会社は、(イ)改正法施行後の新設会社、(ロ)改正法施行前の会社で額面株式一株の金額が五万円以上であるか、一株当りの純資産額が五万円以上の会社(改正法施行後株式併合等によりこれに該当することとなった場合も含まれる)、である(附則六条)。これらの会社においては、端株原簿なるものを備え、記名株式について一株の一〇〇分の一の整数倍に当る端株が生じたときは、会社の定める一定の期日までに端株原簿に記載を欲しない旨申出があったものを除き、端株原簿に、(1)端株主の氏名及び住所、(2)各端株主の有する端株の額面無額面の別、種類及び一株に対する割合、(3)各端株の取得の年月日、を記載する(改正法二二〇条ノ二第二項)。従って、一株の一〇〇分の一未満の端数株、端株原簿に記載を欲しない旨を申出た者の端数株および無記名株式に対する端数株は、従前どおりこれを一株にまとめて換価し、その処分代金

を分配することになる（改正法二九三条ノ二、二九三条ノ三、二九三条ノ三ノ二、二九三条ノ三ノ六、二九三条ノ四）。このように、改正法により認められた端株は、一株の一〇〇分の一の整数倍であり、それは端株原簿に記載されるのであるが、端株主は端株券の発行を請求することもできる。端株券は無記名式で、これを他に交付して譲渡することができ（改正法二九〇条ノ三）、端株主の有する端株の合計が一株となったときは、株主としての地位を取得することになる（改正法二九〇条ノ八）。

端株主の権利は、原則としては、株式の消却、併合、分割又は無償交付によって金銭（端株換価金）又は株式（主に端株）を受ける権利と会社解散の場合に残余財産の分配を受ける権利のみであり（改正法二九〇条ノ四）、定款に定めることにより、利益又は利息の配当請求権、中間配当請求権、新株引受権、転換社債引受権あるいは新株引受権付社債の引受権が認められる（改正法二九〇条ノ五）。

ところで、商法改正による端株の処理については、改正試案の段階では、従来の端株処分代金の分配の方法と一株にするための買増請求を認める方法を選択できる制度が提案されたが、事務処理の困難性から買増請求を認める制度には消極的で、一括売却代金分配による処理を望む意見が多かったようである（商事法務七九八号一二頁）。なお、同試案には、注記として「端株を株主の希望により一株にまとまるまで会社に登録しておく制度の採否については、振替決済制度とともに検討する」とされていた。ところが、もちろんその後十分な討議がされたのではあろうが、突如として、法律案要綱として端株登録の制度が発表され、前記の改正法となったのである。既に改正法成立後ではあるが、これについて、いささか私見を述べさせて頂きたい。

最初に私ごとで恐縮であるが、十数年前に某社の株式一〇〇〇株を購入し、既に数年前にその一〇〇〇株は売却したのであるが、その売却前および売却後に新株の割当があつて、現在一六五株が手許に残っている。その間何度となく証券会社を通じて端株整理の勧誘を受けたが、売却しても大した金額ではなく、放つておいても配当金は銀行に振込まれるし、そのままにして現在に至っている。私としては、株式併合によりこれが全部換価処分され、その代金が交付されようが、一部端株として残されようが一向にかまわない。ただ、端株に利益の分配がなされないとすれば、直ちにこれを処分することになるであろう。端株主の考えは、一般的にはこのようなものではなからうか。

投資単位としての五万円は、現在の貨幣価値からいってさほど大きな金額ではなく、必ずしも端株の登録、端株券の発行を認める必要はないと思われるが、現実の五〇円株式が一举に五万円株式となる場合を考えると、これをすべて端株処分代金の分配で処理することに多少の抵抗があるかも知れない。従つて、端株を認めることに絶対反対ではないが、問題はその単位と処理、処遇である。

そもそも、今回の株式単位の引上げが問題となつたのは、貨幣価値の下落により、公開会社の株主管理費用が増大し、これを是正するためであつた。ところが、改正法による端株制度（当分の間は単位株制度）によつて、新たに端株原簿の備付および端株券の発行が強制され、株主（端株主を含む）管理費用は減少するどころか増加するのではないかと思われる。こうなつては改善ではなく改悪である。

まず、端株の単位であるが、改正法はこれを一株の一〇〇分の一の整数倍に当る部分と定めた。これでは、現行法の最低額面額の一株五〇〇円がそのまま端株として存続するということであり、現在の一株から九九株を端株として

取扱ひ、權利に差等を設けたに過ぎず、何ら實質上の單位引上げとはなっていない。もっとも、五〇円額面の株式については、一株から九株までが消滅し、一〇株から九九〇株までが一〇株單位で端株になるということで、この場合は、僅かに單位が引上げられることにはなる。

端株なるものは、その性格上、一株とするための暫定的な地位でなければならぬ。一株の一〇〇分の一の整数倍に当る部分を端株とするということは、一株の一〇〇分の一を所有する端株主から一株の一〇〇分の九九を所有する端株主まで九九とおりの端株主が存在することになり、端株券の發行においても多種類の端株券の發行を余儀なくされる。このような状況のもとにおいては、新株發行の都度端株主は増加する一方であつて、端株主の減少を期待することはできない。

私見によれば、端株は一株の一〇分の一の整数倍に当る部分とすべきである。さすれば、端株主は〇・一株から〇・九株までの九種類に過ぎず、端株券の發行も〇・一株券のみとすれば、経費の節減にもなる。このような端株であれば、端株主も容易にこれを一株にまとめることができ、端株主の減少を見込むことができる。

昭和五五年度の増資白書（商事法務九一〇号）によれば、株主割当の新株發行における旧株に対する割当率は、三九社中〇・一の整数倍のものが二八社（七一・八パーセント）で、他は〇・一五、〇・二五あるいは三対一というものである（一一頁）。無償交付は、三九七社中〇・一の整数倍のものが二三〇社（五七・九パーセント）で、〇・〇五および〇・一五、〇・二五のものを合わせると三六六社（九二・二パーセント）に達する（四〇頁）。株式配当は四社しかないが、うち一社は一対〇・一、一社は一対〇・一五の割合である（四八頁）。このような状況からみても、

端株は一株の一〇分の一の整数倍とするのが妥当であり、それによって、換価を要する端株がさほど増加するとは思えない。かえって、次に述べるように端株券を強制的に発行することになれば、改正法による端株原簿に記載を欲しない者に対する端株の換価がなくなるので、総体として換価を要する端株は減少するであろう。

次に、改正法による端株原簿の制度であるが、端株を生ずる場合においては、まず、各端株主に対して端株原簿に記載を欲するか否かの意向を聴取した上、各端株主ごとにその意向に従った処理をする必要があるため、すべての端株を株主名簿に基いて機械的に一律に処理することができない。また、端株券は、発行の請求のあった端株主にのみその都度発行交付される。このような制度のもとにおいては、端株原簿には名義書換こそないが、端株原簿の管理および端株券の発行については多大な事務量が見込まれ、その費用も相当な額にのぼるものと推測される。

そこで、端株原簿の制度は廃止し、一株の一〇分の一の整数倍に当る部分については、無記名式の端株券を、株券あるいは金銭の交付と同時に、端株主に交付する制度を提案したい。これにより端株原簿の管理に要する費用が大幅に節減できると共に、前述のとおり端株を一株にまとめることが容易となる。

端株主の権利は、端株の整理を促進するために、最小限に止めるべきであって、改正法二三〇条ノ五の如き権利は認めるべきではない。残余財産の分配を受ける権利は当然認められるが、改正法二三〇条ノ四第一号の権利も、金銭を受ける権利のみとし、端株券をまとめて一株とするために会社に提出したときにだけ行使し得ることにすれば、端株の整理に役立つと共に、権利行使に伴う混乱を防止し得るのではなからうか。

端株の制度は、比較法的にみると西独株式法およびアメリカ法に存在する。西独株式法(二一三条によると、端株が

発生するときは当然これが認められ、端株権は独立して譲渡あるいは相続の対象とはなるが、端株券は発行されず、端株主は数個の端株権を合して完全な一株にならなければ、株主としての権利は一切認められない。なお、端株主は、数名の所有する端株を合して完全な一株となるときは、その数名が共同して一株としての権利を行使することができる。

アメリカ法においては、模範事業会社法二二条において端株 (fractional shares) および仮株券 (scrip) の規定が設けられ、その表現は各州によって多少の差異はあるが、多くの州においてこれが採用されている。最もすぐれた立法の一つであると思われるデラウェア一般会社法一五五条によると、次のようになっている。

(1) 会社は端株を発行することもできるが、発行しなくてもよい。

(2) 端株を発行する場合の端株券の所持人は、通常の株主と同様に議決権、配当請求権および財余財産分配請求権を有する。

(3) 端株を発行しない場合には、(イ)端数の持分権者に対してその処分の取決めをする、(ロ)端数持分につきその発生時の時価により現金を支払う、(ハ)仮株券又は権限証書を発行する、の何れかの措置をしなければならない。

(4) 仮株券又は権限証書は、登録式又は無記名式で、これを合して一株となるときは、完全な株式の株券と交換される。特に定めがない限り、仮株券又は権限証書の所持人には、端株券の所持人に認められるような権利は与えられない。また、取締役会は、仮株券又は権限証書が一定の期日までに株券と交換されないとときは無効となる旨、会社は端数をとりまとめた株式を処分しその売得金を仮株券又は権限証書の所持人に分配できる旨その他の条件

を付して仮株券又は権限証書を発行することもできる。

今回の改正法が、端株の発行を強制している点においては、西独株式法と同じであるが、端株主の権利および端株券の発行の点においてはこれと異なる。端株主の権利については、アメリカ法における端株券の所持人の有する権利と仮株券の所持人に与えられる権利との中間的なものといえるが、私は前述の如く、仮株券の所持人に与えられる権利に近いものとすべきであると思う。

六 単位株制度

改正法は、株式単位の引上げをはかり、一株の単位を原則として五万円と設定した。改正法施行後の新設会社については、この線に沿って運用されるが、改正法施行前に設立された会社の株式の取扱いが問題となる。改正法はこれについて、上場会社と非上場会社とを区別し、非上場会社については、株式単位の引上げをどうかを各会社の自由な判断にまかせることとし、上場会社については、これを強制することにした。

このように、上場会社と非上場会社とにおいて、その株式の取扱いに差別を設けたのは、非上場会社においては、一般的にいえば、株式単位の引上げは必ずしも必要とされないし、それを必要とする会社は、株式併合によって容易にこれを引上げることができるのに対して、上場会社においては、各社とも株主管理の費用等の関係から、その引上げが必要であることは十分承知しているものの、これを各社の自治にまかせるときは、株価形成の面などから、その引上げの実行が困難であると判断されたからである。このことは、昭和二五年の額面引上げにおいて実証済みであ

そこで改正法は、その附則において、株式単位引上げの暫定措置として、単位株制度なるものを設け、これを上場会社に強制適用することにした。単位株制度の大意は次のとおりである。まず、この単位株制度が適用される会社は、証券取引所に上場されている株式を発行する会社（上場会社）と定款によって株式の一単位を定めた非上場会社である（附則一五条）。すなわち、上場会社には単位株制度が強制的に適用され、非上場会社は定款に定めることにより単位株制度を採用することができるのである。そして、上場会社は、その後上場が廃止されても引続き単位株制度は適用され、一度単位株制度を採用した非上場会社も、その後定款を変更してこれを廃止することは許されない。

単位株制度は、将来別に法律で定められる一定の日に株式併合が行われることを前提として、併合予定の株式の数を一単位とし、一単位を併合後の一株と同様に取扱おうとするものである。従って、単位株制度のもとにおいては、株主として完全な権利行使ができる者は一単位以上の数の株式を有する者に限られ、しかも、その権利行使は、一単位の株式の数の整数倍の株式に限り認められるのである。そして、一単位の数に満たない数の株式は、単位未満株式として、(1)利益又は利息の配当請求権および中間配当請求権、(2)株式の消却、併合、分割、転換、会社の合併、無償交付による金銭又は株式を受ける権利、(3)新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受権、(4)残余財産分配請求権、(5)無記名株式の記名株式への転換請求権、(6)株券再発行請求権、が認められるに過ぎない（附則一八条一項）。すなわち、単位未満の株式に対しては、議決権および単独株主権や少数株主権等の共益権の行使は一切認めず、右のような自益権のみを与えようとするものである。従って、総会の決議や少数株主権の行使において、単位未満株式の合計

数は発行済株式の総数に算入されず（附則二〇条）、株主提案権の行使が認められる「三〇〇株以上の株式を有する株主」（改正法二二二条ノ二）は、「三〇〇単位に当る数以上の数の株式を有する株主」となり、抱合せ増資や無償交付および株式分割の場合における一株当りの純資産額五万円以上という制限は、一株当りの純資産額に一単位の株式の数を乗じた額が五万円以上ということになるのである（附則二一条）。

しかも、単位株制度のもとでなされる各種の新株発行においては、有償であると無償であるとを問わず、単位未満の株式については新株券の発行はなされず、株主名簿にその数が記載されるだけとなる（附則一八条二項）。そして、単位未満株式を譲り受けた者は、既に株主名簿上の株主であるか、あるいは取得株式の合計数が一単位の株式の数以上となる場合でなければ、その名義書換は許されない（附則一八条三項）。

このような単位未満株式を有する株主は、一単位の株式の数に不足する単位未満株式を取得して、一単位とすることはもちろん望ましいことではあるが、この単位未満株式を会社を買取るよう請求することも認められる。そしてその買取価格は、上場会社の株式については、買取請求の日の証券取引所における最終価格とされるのであまり問題はないが、非上場会社の株式については、株主と会社との協議により決めるが、協議が調わないときは、請求の日から二〇日以内に裁判所に買取価格決定の請求をし、裁判所の決定によって買取価格が定められることになる。なお、右期間内に裁判所に価格決定の請求がなされないときは、最終の貸借対照表による一株当りの純資産額によって算出される額が売買価格となる（附則一九条）。

次に、一単位の株式の数であるが、原則としては、五〇円額面株式発行会社においては一〇〇〇株、五〇〇円額面

株式発行会社においては一〇〇株というように、額面総額が五万円となるような数であるが、定款に定めることによつて、これと異なる株式の数を一単位とすることもできる。しかし、その場合には、一株当りの純資産額に一単位の株式の数を乗じた額が五万円以上となるような数でなければならぬ。非上場会社においては、右の何れの場合においても、定款で一単位の株式の数を定めなければならない(附則一六条)。なお、この一単位の株式の数は登記事項である(附則一七条)。

このような単位株制度に対して私見を述べると、私はもともと単位株制度には反対であり、株式併合による額面引上げを主張していたのであるが(商事法務五七九号五頁、本誌二一巻一号六六頁)、改正法によつて株式の単位引上げがはかられ、しかも株式併合による額面引上げにおいて、併合に適する数を記載した旧株券を併合後の新株券として流用できる制度が認められ、経費の節減と株式流通の停滞を防止し得る措置が講ぜられたのであるから、これによればよいのである。一方、上場会社においては、確かに株式単位の引上げを各社一斉に強制する必要があるかも知れない。それならば、上場会社については、附則をもつて株式の併合を定め、改正法施行の日に株式併合の効力が生ずるものとすればよかつたのである。特に、今回の改正においては、新たに端株の制度が設けられたのであるから、株式併合により端株となる旧株式の株券は、株式併合後の新端株券として流通を認めることにすれば、株券提供等にさほどの混乱もなく株式併合の目的を達することができるのである。すなわち、五〇〇円額面株式発行会社においては、株式併合により換価処分しなければならない端株は一切生ぜず、併合前の九九株以下の株式はすべて改正法による端株となり、五〇円額面株式発行会社においては、株式併合により一株から九株までの株式のみが換価を要する端株と

なるに過ぎないのである。

単位株制度は、相当の期間内に単位未滿株式を整理減少させた上、株式併合を行わんとする趣旨で制定されたものと思われるが、単位未滿株式に買取請求権が認められたからといって、その実効が上がるかどうかは疑問であり、仮りに単位未滿株式がある程度減少したところで、残存する単位未滿株式は新制度の端株となつて存続し、折角単位未滿株式を整理して単位株となつた株主も、併合後に無償交付や株主割当の新株発行がなされれば、単位未滿株式に代つて端株を所有することになるのである。

このように、単位株制度はただ株式併合の時期をずらすだけであり、それによつて株式制度が複雑になり、株主に混乱を生じさせ、会社に経費負担の増加をもたらすに過ぎないものと考えられる。端株の制度がなければ、単位株制度も暫定措置として意義があつたかも知れないが、端株制度を設けた以上単位株制度の必要はなかつたと思われるのである。

七 自己株規制

自己株取得の規制に関し、現行法の緩和を要望する声もあつたが、改正法は、基本的には現行法を維持しながら、これに関連して若干の改正を行った。まず、自己株の質受けに関して、現行法は自己株取得と全く同様にこれを禁止しているが、改正法は、これを発行済株式総数の二〇分の一の範囲内で自由に認めることにした（改正法二一〇条一項）。これは、自己株担保でも、無担保の債権よりまだよいと判断される場合があり得るからである。また、単位未

満株式に買取請求権が認められたので（附則一九条一項）、自己株取得禁止が除外される株式買取の場合として、この単位未満株式の取得が追加された（附則一九条六項）。

ところで、子会社が親会社の株式を取得することが自己株取得となるかという問題に関しては、一〇〇パーセント子会社の場合には、これを親会社と同一視し、自己株取得となると解し得るが、そうでない場合には、現行法のもとでは、必ずしもそのように断定することはできない。そこで改正法は、子会社の親会社株式の取得に関し一箇条を設け、これを禁止することを明確にした（改正法二二一条ノ二）。

親会社・子会社の定義は現行法と同じであり、甲会社が乙株式会社の発行済株式総数の過半数に当る株式又は乙有限会社の資本の過半に当る出資口数を有する場合に、甲会社を親会社といい、乙会社を子会社という。更に、右の乙会社が、単独で又は甲会社と乙会社とで合せて、丙株式会社^{（一）}の発行済株式総数の過半数に当る株式又は丙有限会社の資本の過半に当る出資口数を有する場合も、丙会社からみて、甲会社を親会社という。

そして、子会社は親会社の株式を、(1)合併又は他の会社の営業全部の譲受けによる時、(2)会社の権利の実行に当りその目的を達するため必要なとき、以外は取得することはできず、右の場合にも、相当の時期に取得した親会社の株式を処分しなければならない。また、乙会社が甲会社の株式を所有していたところ、その後甲会社が乙会社の法律上の親会社となった場合には、乙会社はそれを知ってから相当の時期に、甲会社の株式を処分しなければならないことになる。改正法施行時に、子会社が親会社の株式を所有しているときも同様である（附則四一条一項）。

次に、法律上の親会社子会社の関係にまで至らない会社間における株式の持合いについて、現行法は何ら規定を設

けていないが、その弊害の生ずることは以前から指摘されていた。今回の改正法では、これについて、その取得を禁ずるのではなく、議決権行使の面からこれを規制することになった。すなわち、甲会社が乙株式会社の発行済株式総数の四分の一を超える株式又は乙有限会社の資本の四分の一を超える出資口数を有する場合には、乙会社の所有する甲会社の株式については議決権を行使することができないこととなった。右の場合において、乙会社の四分の一を超える株式又は出資口数を、甲会社の子会社が所有するときも、甲会社とその子会社とで合せて所有するときでも、同様な取扱いを受ける（改正法二四一条三項）。

従って、子会社が親会社の株式を所有する場合も、当然、子会社は親会社の株式につき議決権を有せず、又、甲会社は乙会社の株式を、乙会社は甲会社の株式を、共に発行済株式総数の四分の一を超えて所有するときは、甲会社の有する乙会社の株式も、乙会社の有する甲会社の株式も、共に議決権を有しないことになる。改正試案においては、甲会社が乙会社の一〇分の一を超える株式を取得した場合には、甲会社は乙会社にその旨通知し、右の通知を受けた乙会社は、その所有する甲会社の株式について、その二〇分の一を超える分については議決権の行使ができないとされ、共に一〇分の一を超えて相手方会社の株式を取得した場合には、先に通知を受けた会社の所有する株式のみが制限を受けるとされていたが、改正法の方が明確であり、優れている。